

調理師法施行細則の改正について

健康づくり支援課

調理師法施行規則が改正されたことにより、以下のとおり調理師法施行細則を改正する。

1 改正の背景

「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」を受け、調理師免許の要件（調理師法第3条）を満たすか否かの確認については、申請者及び都道府県の負担を軽減するため、調理師法施行規則の改正により、学校教育法（昭22法26）57条に規定する者であることを証する書類の提出が不要となった。

2 改正の概要

調理師法施行細則第6条第4号に規定する調理師試験を受けようとする者が受験願書とともに提出する書類の一部を削除する。

【参考】関連通知及び概要

関連通知	改正概要
「調理師法施行規則の一部を改正する省令の公布について（公布通知）」（令和7年2月4日付け健生発 0204 第14号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）※改正省令は令和7年4月1日施行 「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）において、学歴要件のうち学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する高等学校の入学資格に係る証明書の添付を不要とする等の改正を行う。	調理師免試験を受けようとする者が受験願書とともに提出する書類から高等学校入学資格に係る証明書を削除する。 <u>調理師法施行細則第6条1項4号及び5号</u> <u>調理師法施行細則第6条2項</u>

3 施行日

令和7年4月1日